

箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）についてのご意見 （令和5年5月末までに障推協構成員から提出されたもの）

① 基本理念、基本目標について

<基本理念>

- ・ 「障害者の権利に関する条約」策定の過程において、すべての障害者の共通の思いを示すものとして使用された “Nothing about us without us”（私たち抜きに私たちのことを決めないで）を引用し、障害当事者の意見を必ず聴く機会を持つことを記載。
- ・ 共に安心して暮らすまちづくり

<基本目標>

- ・ 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現（第2期地域福祉計画に準じた目標）
- ・ インクルーシブな地域文化創造への寄与（地域住民とのコンフリクト解消にむけて）に言及
- ・ 差別事象をスムーズに掘り上げ課題解決への介入
- ・ （2）自己選択・意思決定の支援…自分の意思や理解・判断が困難な場合の支援方法

② 分野別施策の基本的方向性について

第3次Nプラン （第3章の項目）	この10年の振り返り（達成できたこと、できなかったこと）	次期計画に加えたほうがよいと思われる視点など
1 生活環境の整備 (1)都市施設の整備	民間の店舗などのバリアフリーが進んでいない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設建設時のユニバーサルデザインの視点の強化（建設後の施設で高齢者や障害者に使いづらいものがあるということが分かったため） ・ (1)(2)とも当事者との勉強会や意見聴取する仕組みを横断的に確立する
(2)移動支援の充実	移動困難者の当事者意見を反映するための仕組みが構築されていない	
(3)住宅の確保	住宅確保は依然厳しく供給が追い付いていない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者の情報バリアフリーの取り組み・対応 ・ 昨年5月に制定された 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 <ul style="list-style-type: none"> ①障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする ②日常生活・社会生活を営んでいる
(4)情報バリアフリーの推進		

<p>(続き) (4)情報バリアフリーの推進</p>		<p>地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする</p> <p>③障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする</p> <p>④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力、障害者等の意見の尊重、障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策、意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上、事業者の取組への支援、施策の実施に必要な法制上・財政上の措置などが重要である。 ・ 代読代筆サービスの実施充実が重要である。
<p>(5)災害に強いまちづくり</p>	<p>障害者の災害時の支援体制の再構築は達成できていない。</p> <p>（避難所や二次的な避難所となる「福祉避難所」、民生委員、社協、サービス提供事業者、地域住民の連携など災害時の支援ネットワークは構築できていないため）</p>	
<p>3 福祉サービスの充実 (1)相談支援体制の充実</p>		<p>障害福祉などの分野を超えた重層的な支援体制の構築</p>
<p>(2)障害福祉サービス等の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ショートステイは後退してしまった。 ・ グループホームの充実は残念ながら達成できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス更新・申請手続き等の書類記入を簡略化 ・ 緊急ショート・ショートステイの充実、整備 ・ グループホームの整備
<p>6 権利擁護施策の推進 (1)人権擁護・啓発の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 差別意識・偏見は今でも解消されていない。（施設コンフリク 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者理解へ啓発を継続的に進めること

<p>(続き) (1)人権擁護・啓発の 推進</p>	<p>ト)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 差別意識・偏見の解消について、 現在も施設コンフリクトが発生 していることから、今後も取り 組みを強化し施設コンフリクト を解消していくことが必要。	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者差別解消法の改正により合理的 配慮の対象が一般事業所も対象と していることから、適切な対応働き かけが必要である。
<p>(2)権利擁護の推進</p>		<p>権利擁護支援を行う中核機関及び意思 決定支援の取り組みの促進</p>